

二平成 一	年登録 月日 登録番号	氏 (法人にあつては、の) 名 氏 名称及び代表者 の 名
二十七		
竹内 岩男	西津軽郡深浦町大字鶴木字鶴緑二四	住 所 (企画 安全 課) : 二
代表者の変更	変更に係る事項	
平沢 政之	変更前	変更の内容
竹内 岩男	変更後	
四平成 一三〇	年変 月日更	

目次
告示

○木材業者の登録の変更.....(林政課) : 一

公 告

○地域森林計画の公表.....(林政課) : 二

○地域森林計画変更の公表.....(林政課) : 二
○右 同.....(林政課) : 二
○右 同.....(林政課) : 二
○右 同.....(林政課) : 二
○右 同.....(林政課) : 二
○型式の検定適合遊技機.....(企画
安全
課) : 二

正誤
告示

○平成十四年二月一日号外第四号公安委員会中.....(企画課) : 三

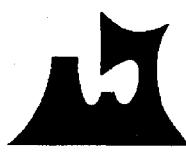
青森県告示第五十三号

青森県木材業者登録条例（昭和四十九年十二月青森県条例第五十六号）第八条第一項の規定により、次のとおり木材業者登録簿の記載事項について変更をしたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年二月十五日

青森県知事 木村守男

青森県報 第千九百八十四号 平成十四年二月十五日（金曜日）



公
告

地域森林計画の公表

森林法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百九号）附則第三条第一項の規定により、津軽森林計画区に係る平成十四年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第六項の規定により公表する。なお、当該地域森林計画は、青森県農林水産部林政課並びに中南地方農林水産事務所、北地方農林水産事務所及び西地方農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年二月十五日

青森県知事 木村守男

地域森林計画変更の公表

森林法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百九号）附則第三条第一項の規定により、東青森林計画区に係る平成十三年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課及び東地方農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年二月十五日

青森県知事 木村守男

地域森林計画変更の公表

森林法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百九号）附則第三条第一項の規定により、三八上北森林計画区に係る平成十二年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第六項の規定によ

り公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課並びに三戸地方農林水産事務所及び上北地方農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年二月十五日

青森県知事 木村守男

地域森林計画変更の公表

森林法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百九号）附則第三条第一項の規定により、下北森林計画区に係る平成十一年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課及び下北地方農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年二月十五日

青森県知事 木村守男

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年二月十五日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

平成四・二・一	発行年月日 番号
警察本部長告示	区分
第一号	番号
二	ページ
上	段
ら後ろか	行
第六条の規定により告示する。	誤
第六条の規定により告示する。 日本告示は、平成十四年二月十 とする。からその効力を生ずるもの	正

正

卷八

警察本部企画課

遊技機の種類	型式名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	C R 北斗の拳 S	サミー株式会社
回胴式遊技機	ハイパークリミックス3	サミー株式会社

同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右
ハウンドドッグ	ボーナスジャム—30	ワンチャンス	マッカチンS	シャクネツキバオウ2	イチゲキティオウ2
同 右	株式会社ネット	同 右	株式会社アリストクラート テクノロジーズ	同 右	株式会社ロデオ